

令和 8 年度 第 1 回
加古川市地域公共交通活性化協議会

議 案 書

日時：令和 8 年 6 月 19 日（金） 午後 2 時 30 分頃

会場：加古川市役所 新館 10 階 大会議室

会 議 次 第

1 開会

- ・ 会議の趣旨
- ・ 委員の紹介
- ・ 出席状況報告

2 議案

- 議案第 1 号 令和 7 年度事業報告・決算報告について
- 議案第 2 号 令和 8 年度事業計画・当初予算（案）について
- 協議第 1 号 地域公共交通計画に係る施策等の検討について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

令和 7 年度事業報告・決算報告について

加古川市地域公共交通活性化協議会の令和 7 年度事業報告及び決算報告について、委員の意見を求めます。

[協議資料]

「令和 7 年度事業報告」

「令和 7 年度決算報告」

令和 8 年 6 月 19 日

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長 田端 和彦

令和7年度事業報告

事業	日程	内 容
加古川市地域公共交通活性化協議会の開催	第1回 4月1日 (書面開催)	議案第1号 加古川市地域公共交通活性化協議会会長の選任について 議案第2号 令和7年度事業計画(案)について 議案第3号 令和7年度当初予算(案)について 議案第4号 規約及び諸規程(案)について ※全て原案承認。
	第2回 6月6日	議案第1号 加古川市地域公共交通計画について 議案第2号 加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について ※全て原案承認。
	第3回 10月2日	報告第1号 加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託にかかる公募型プロポーザルの実施結果について 協議第1号 「加古川市地域公共交通計画」策定に向けて 協議第2号 アンケート調査の実施について
	第4回 1月19日	協議第1号 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査事業)に関する事業評価について 協議第2号 地域公共交通の現状・課題の整理及び基本方針について 報告第1号 アンケート調査の結果について
	第5回 3月11日	協議第1号 加古川市地域公共交通計画における基本理念及び基本方針について 協議第2号 令和8年度加古川市地域公共交通計画策定業務の委託先について
プロポーザル選定委員会の開催	7月24日	【プレゼンテーション審査：2者】 ①株式会社丸尾計画事務所 ②株式会社地域未来研究所 【プロポーザル選定委員会】 株式会社丸尾計画事務所を選定
アンケート調査	10月～11月	【コミュニティ交通利用者アンケート】 かこバス、かこバスミニ、チョイソコかこがわ、上荘くるりん号の全ての利用者を対象に調査(回収率57.3%) 10月9日：かこバス、10月10日：かこバスミニ 10月15日～21日：チョイソコかこがわ、上荘くるりん号 【市民交通行動アンケート】 70歳以上の高齢者がいる世帯を対象に調査(回収率54.6%) 10月中旬～11月7日：郵送配布・郵送回収

各種データ分析、現行計画の評価、行政支出の評価 等	随時	・ 交通事業者（バス、タクシー）へのヒアリング ・ 近畿圏パーソントリップ調査分析 ・ 携帯電話位置情報ビッグデータを活用した人の流動分析 ・ 現行計画の事業及び数値目標の達成状況確認 ・ クロスセクター効果分析
---------------------------	----	--

令和7年度収支決算報告

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	9,000,000	11,290,000	地域公共交通活性化協議会負担金（加古川市より）
2 補助金	1 補助金	1 補助金	5,000,000	2,710,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国より）
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	—	5,478	預金利息
歳入合計			14,000,000	14,005,478	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	444,000	350,406	報償費、旅費等
	2 事務費	1 事務費	56,000	35,485	消耗品費、振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	13,500,000	13,475,000	コンサルタント委託料
歳出合計			14,000,000	13,860,891	

歳入決算額 14,005,478 円
 歳出決算額 13,860,891 円
 翌年度繰越額 144,587 円

議案第 2 号

令和 8 年度事業計画・当初予算（案）について

加古川市地域公共交通活性化協議会の令和 8 年度事業計画（案）及び当初予算（案）について、委員の意見を求めます。

[協議資料]

令和 8 年度事業計画（案）

令和 8 年度当初予算（案）

令和 8 年 6 月 19 日

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長 田端 和彦

令和8年度事業計画（案）について

1 事業計画

	項 目	内 容
1	令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請	地域公共交通計画策定にあたり、国庫補助（地域公共交通調査事業）を申請する。
2	施策体系の検討	令和7年度実施した現行計画の事後評価や、アンケート調査結果等から整理・分析した交通をとりまく現況と課題等を基に、実施すべき基本施策を体系的に整理する。
	交通施策及び事業内容の検討	施策体系を基に、地域公共交通計画の目標を達成するための各種交通施策及び事業内容について検討を行い、事業プログラムとして取りまとめる。
	評価指標及び計画目標の検討	基本理念・基本方針、施策体系及び事業内容を踏まえ、地域公共交通計画の達成度を評価するため、継続的に把握できる評価指標及び計画目標を検討する。
	地域公共交通計画の作成	加古川市の現況と課題、基本理念・基本方針、施策体系、交通施策及び事業内容、評価指標及び計画目標を基に計画を作成する。
3	地域公共交通活性化協議会の開催	必要に応じ、随時協議会を開催する。（年4回程度予定）

2 スケジュール

		4 月	5 月	6 月	7 月	9 月	12 月	3 月
1	国庫補助交付申請	↔ 交付 申請	↔ 交付 決定					
2	施策体系の検討							
	交通施策及び事業内容の検討							
	評価指標及び計画目標の検討							
	地域公共交通計画の作成						↔ 素案 策定	↔ パブリック コメント
3	協議会の開催			↔ 協議会		↔ 協議会	↔ 協議会	↔ 協議会

令和8年度当初予算（案）について

1 歳入

（単位：円）

款	項	目	金額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	6,664,000	地域公共交通活性化協議会負担金（加古川市より）
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,500,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国より）
3 繰越金	1 諸収入	1 雑入	144,587	
歳入合計			8,308,587	

2 歳出

（単位：円）

款	項	目	金額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	463,000	報償費、旅費等
	2 事務費	1 事務費	244,587	消耗品費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	7,601,000	コンサルタント委託料
歳出合計			8,308,587	

地域公共交通計画に係る施策等の検討について

令和 8 年度の本協議会では、令和 9 年 3 月の地域公共交通計画策定に向け、令和 7 年度に設定した基本理念・基本方針に基づき、めざすべき公共交通網や施策、評価指標等について協議を行う。

記

1 令和 8 年度第 1 回検討項目 … P 11～15

- ・加古川市地域公共交通計画目次（案）
- ・施策概要（案）
- ・評価指標（案）

2 参考資料 … P 16～20

- ・計画の基本理念・基本方針
- ・めざすべき公共交通網（案）
- ・施策体系（案）

3 その他

次回の第 2 回協議会（9 月頃）では、今回の協議結果を踏まえ、より具体的な施策シート（P 14 のイメージ）を作成予定。

1. 加古川市地域公共交通計画目次（案）

【本編】

第1章 計画の概要	
1.1	計画策定の目的
1.2	計画の位置付け
1.3	計画の区域
1.4	計画の期間
第2章 加古川市の交通をとりまく現状と課題	
2.1	加古川市の概要
(1)	位置・地整 ○ 加古川市の位置と概要
(2)	人口 ○ 人口・高齢化率の推移
2.2	加古川市の公共交通
(1)	鉄道の概要 ○ 鉄道の概要・運行本数
(2)	民営路線バス ○ 民営バス網と運行頻度
(3)	コミュニティ交通 ○ コミュニティ交通の概要 ○ コミュニティ交通網
(4)	タクシー ○ タクシーの概要
2.3	加古川市の交通をとりまく現状と課題
第3章 計画のめざす姿	
3.1	基本理念 ○ 基本理念 ○ 上位計画及び関連計画における公共交通の方向性
3.2	基本方針 ○ 基本方針の概念図 ○ 基本方針（課題解決のための対応方針）
3.3	めざすべき公共交通網 ○ 移動手段別の役割 ○ めざすべき公共交通網
第4章 めざす姿実現に向けた取組方針及び施策	
4.1	取組方針
4.2	施策体系
4.3	施策 ○ 取組方針ごとのめざす姿 ○ 取組方針ごとのめざす姿の実現に向けた施策
第5章 評価指標	
5.1	計画全体の目標
5.2	基本方針ごとの目標
第6章 計画の実現に向けて	
6.1	公共交通を支える三者の連携
6.2	計画達成状況の評価及び計画の見通し

2. 施策概要（案）

＜ 施策概要（案）その１ ＞

継続実施（2026年度以前から実施しており今後も継続） 短期（2027年度～2031年度） 中期（2032年度～2036年度） 長期（2037年度～）

基本理念 「日々の暮らしの安心と楽しさを ともにはぐくみ、ともに支える地域公共交通をめざして」	基本方針	取組方針	施策	施策概要	実施時期	実施主体
	基本方針１ 交流や活動が広がる幹線ネットワークの確保・維持	取組方針１ 広域幹線の維持・改善	1-1 鉄道の維持・改善	・ 山陽本線沿線市町連絡会、JR加古川線・神戸電鉄粟生線・北条鉄道利用促進協議会等に参画し、関係市町と協力しながら維持・改善に努めます。	継続実施	運行事業者 行政
		取組方針２ 幹線の維持・改善	1-2 都心・副都心や地域拠点の整備との連携	・ 加古川駅周辺の再整備をはじめとした、都心・副都心、地域拠点の整備に合わせて、都市拠点等と周辺市街地を安全・快適に結ぶ交通結節機能の充実を図ります。	継続実施	運行事業者 行政
			2-1 路線バスの維持・改善	・ 地域拠点間や近隣市町との移動を支える路線バスについて、各路線の役割や利用状況、社会情勢の変化を踏まえた見直しを実施し、利便性向上を図ります。 ・ 路線バスに対しては、今後も効率的・効果的な財政支出を継続するとともに、国の地域公共交通確保維持事業による国庫補助金や県によるバス対策費補助金を活用して、利便性を確保した運行を維持します。	継続実施	運行事業者 行政
			2-2 かこバスの維持・改善	・ 需要に応じたダイヤやルートの改善により、利便性の向上を図ることですらなる利用者増をめざします。 ・ 今後も市として妥当性を確認しながら財政支出を行い、利便性を確保した運行を効率的・効果的に維持します。	継続実施	運行事業者 行政
			2-3 幹線バス路線の再編		短期	運行事業者 行政
			① 道路整備状況に対応したバス路線の再編	・ 神吉中津線等の道路整備に伴い、ルート変更等も含めて幹線バス路線を再編します。		
			② 土地利用状況に対応したバス路線の再編	・ 土地利用の変化に伴う役割や利用状況、沿線施設の立地状況等に対応し、ルート変更、交通モードの変更も含めて幹線バス路線を再編します。		
			③ その他需要に応じたバス路線の再編	・ 路線バスの利用状況や需要を踏まえて、コミュニティバス等への転換を検討し、移動サービスの確保に努めます。 ・ 需要の少ない路線については、休廃止も見据えて他の交通モードによる移動サービスを確保します。 ・ 行政区域を超えた需要については、周辺市町と連携して移動サービスを確保します。		
			2-4 バスベイの設置推進	・ 道路等の整備に合わせて、必要箇所にバスベイを設置し、バス停車による後続車への影響を緩和するとともに、運行定時性のための時間調整場所を確保します。	継続実施	運行事業者 行政
	基本方針２ 日常生活の移動を支える枝葉交通の確保・維持	取組方針３ 枝葉線の維持・改善	3-1 かこバスミニの維持・改善	・ 必要に応じて運行時間帯などのダイヤやルートを調整し、平日の運行に加えて土日運行等を検討し、利便性向上を図ります。 ・ バス停の維持・修繕により、利用環境の改善を図ります。 ・ 効率的・効果的な財政支出を継続し、利便性を確保した運行を維持します。	継続実施	運行事業者 行政
			3-2 デマンドタクシーの維持・改善	・ 平日の運行に加えて土日運行等を検討し、利便性向上を図ります。 ・ バス停の維持・修繕により、利用環境の改善を図ります。 ・ 効率的・効果的な財政支出を継続し、利便性を確保した運行を維持します。	継続実施	運行事業者 行政
			3-3 上荘くるりん号の維持・改善	・ 必要に応じて運行時間帯などのダイヤやルートを調整し、平日の運行に加えて土日運行等を検討し、利便性向上を図ります。 ・ バス停の維持・修繕により、利用環境の改善を図ります。 ・ 効率的・効果的な財政支出を継続し、利便性を確保した運行を維持します。 ・ ドライバーの高齢化等を踏まえ、継続的な運行維持をめざします。	継続実施	運行事業者 行政
			3-4 枝葉線の再編	・ 利用状況や地域の課題を踏まえ、適切な運行形態の検討を継続的に行います。 ・ 需要等必要に応じて、停留所位置の見直しやルート変更等を検討し、利便性の向上を図ります。 ・ 上荘くるりん号については、ドライバーの高齢化等を踏まえ、持続可能性を検証し、必要に応じて交通モードの変更を検討します。	短期	運行事業者 行政
		取組方針４ 利用者の需要に対応した公共交通の強化	4-1 公共交通空白地域等の解消	・ 公共交通空白地域の解消のため、ルート再編や新たな移動サービスの導入等を検討します。 ・ 公共交通を補完する移動も含め、地域に適した移動の仕組みを構築します。 ・ 移動の仕組みの構築に当たっては、地域や交通事業者と協議し、合意形成を図りながら進めていきます。 【空白地域】 志方東地区、東神吉地区、氷丘地区、野口地区	短期	運行事業者 地域住民 行政
			4-2 タクシーとの連携による移動手段の確保	・ 今後もタクシー事業者によるかこバスミニやデマンドタクシーの運行を継続し、市民の移動手段を確保します。 ・ 地域の移動サービスの確保やタクシーの活用推進等、引き続きタクシー事業者との連携を推進します。	短期	運行事業者 行政
			4-3 他分野との連携による移動手段の確保	・ スクールバス、企業送迎バス、民間の移動サービス等の空き時間を活用する等、他分野の移動手段との連携を検討し、市民の移動サービスの向上を図ります。 ・ 他分野の移動サービスとの連携に当たっては、国の共創モデル事業等を活用した実証運行の実施を含め、移動需要や運行手法を検証します。	短期	運行事業者 他分野を含む関係者 地域住民 行政

< 施策概要（案）その2 >

継続実施（2026年度以前から実施しており今後も継続） 短期（2027年度～2031年度） 中期（2032年度～2036年度） 長期（2037年度～）

基本理念 「日々の暮らしの安心と楽しさを ともにはぐくみ、ともに支える地域公共交通をめざして」	基本方針	取組方針	施策	施策概要	実施時期	実施主体
	基本方針3 誰もが利用しやすい持続可能な公共交通の整備	取組方針5 ユニバーサルデザインの推進	5-1 交通結節点におけるバリアフリー化の推進	・ 高齢者、障がい者をはじめ誰もが利用しやすい鉄道駅等の交通結節点をめざし、バリアフリー化を推進します。	継続実施	運行事業者 行政
			5-2 安全・快適な車両環境の充実	・ 利用しやすさや安全性・快適性に配慮した車両環境の整備を進めます。 ・ 高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する人等も利用しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。	継続実施	運行事業者 行政
			5-3 ハード整備を補完するソフト対策の推進		短期	運行事業者 行政
				① 交通事業者の知見の拡充 ・ 交通事業者において、国土交通省により作成されている「接遇研修モデルプログラム(鉄道編、バス編、タクシー編)」等の研修を実施し、「心のバリアフリーの基本的な考え方」を身につけ、接遇の知識、対応力の向上を図り、だれもが安全で快適に利用できる公共交通をめざします。		
				② 心のバリアフリー普及促進 ・ ポスター、チラシ等を活用したヘルプマーク(外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲にそれを伝えるためのマーク)の普及啓発により、周囲の乗客による適切な配慮や、座席の譲り合いを促し、誰もが安心して公共交通を利用できる環境を整備します。 ・ 高齢者や障がい者への理解を深め、「心のバリアフリー(思いやりのある行動)」を育むバリアフリー教室の開催等を行います。		
				③ バリアフリー情報・運行情報の提供 ・ 高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する人等の利用者の利便性の向上のため、鉄道駅やバス等に関するバリアフリー情報(バリアフリー経路、バリアフリートイレ、バリアフリー車両およびその運行状況 等)の発信を促進します。 ・ 情報発信は、行政や交通事業者のホームページ、デジタルサイネージやチラシ等各種媒体により実施します。		
		取組方針6 質の高いサービスの提供	6-1 運賃及び割引制度の見直し	・ 持続可能な公共交通の運行をめざして、上限運賃の見直しを含めた利用者負担のあり方を検討します。 ・ 利用しやすい運賃体系を目指し、コミュニティ交通の統一運賃や各種割引制度を検討します。	短期	運行事業者 行政
			6-2 キャッシュレス決済やIC定期券の導入推進	・ ひょうご新ICサービス整備協議会に参画し、交通系ICカードによる公共交通利用のシームレス化を推進し、利便性の向上を図ります。 ・ 通勤や通学、日常生活での移動手段として利用される、かこバスミニやデマンド交通、上荘くるりん号でキャッシュレス決済を検討し、利便性の向上を図ります。	短期	運行事業者 行政
			6-3 待合環境の改善	・ バス利用時の快適性、安全性を向上させるために、道路等の整備に合わせて上屋やベンチを整備し、待合環境の改善を進めます。	継続実施	運行事業者 行政
			6-4 サイクルアンドライド駐輪場の整備	・ 自宅からバス停や鉄道駅まで距離がある市民の公共交通の利用を促進するため、バス停や鉄道駅等周辺において駐輪場の整備を促進します。	継続実施	運行事業者 地域 行政
			6-5 来訪者にもわかりやすい公共交通情報の発信	・ 交通結節点となる鉄道駅付近のデジタルサイネージにより、バスの乗換案内や乗場案内等を表示し、市民だけでなく来訪者にもわかりやすい公共交通の情報を提供します。 ・ 交通事業者や行政のホームページなどで、公共交通の乗換案内や運行情報を表示し、市民だけでなく来訪者の公共交通利用の利便性を向上します。	継続実施	運行事業者 行政
			6-6 環境負荷の低い車両の導入支援	・ 市内を運行するバス車両等について、EV(電気)バス、ハイブリッドバスやFC(燃料電池)バス等の導入を推進し、環境負荷の低減を図ります。	中期	運行事業者 行政
			6-7 新技術を活用したサービスの検討	・ MaaS等のデジタル交通サービスとの連携を検討し、市内の公共交通情報や観光情報等を発信し、市民だけでなく来訪者の利用の利便性を向上させ、公共交通の利用の拡大を図ります。 ・ 自動運転、グリーンスローモビリティ、次世代パーソナルモビリティなどの新技術の実用化に応じて導入を検討し、市民の移動ニーズへの対応をめざします。	中期	運行事業者 行政
		取組方針7 公共交通の持続性の確保	7-1 運賃以外の収入の確保	・ 公共交通の安定した運営のため、運賃以外の収入の確保に向けた取組(コミュニティバス停留所ネーミングライツ制度、バスの車体広告や車内広告等)を推進します。 ・ 貨客混載の可能性を検討し、沿線住民の生活利便性向上を図るとともに、運行事業者の収益を確保することで、運行の維持をめざします。	継続実施	運行事業者 行政
			7-2 地域・企業との協働	・ 公共交通を維持するため、企業等の協賛や地域と連携した取組を推進します。 ・ 貨客混載の可能性を検討し、沿線住民の生活利便性向上を図ります。 ・ 他分野の移動手段との連携により、市民の移動サービスの向上をめざします。	中期	運行事業者 他分野を含む関係者 地域住民 行政
			7-3 モビリティマネジメントの実施	・ 多様な利用者を対象に、加古川市の公共交通情報の提供や出前講座などにおいて、コミュニケーションを通じて、公共交通の利用促進を図ります。 ・ 公共交通の利用機会が少ない人を対象に、バスや電車の乗り方教室を実施し、利用促進を図ります。	短期	運行事業者 行政
			7-4 公共交通利用促進イベントの開催	・ 車両展示、グッズ販売や体験型アクティビティなど鉄道やバスを活用したイベントを開催し、公共交通に対する認知度、好感度を向上させ、利用の促進を図ります。 ・ 具体的には、期間限定の記念イベント(体験会、記念グッズ販売等)、アニメ・映画などとのコラボ、スタンプラリーなどがあります。	短期	運行事業者 行政
			7-5 運転士確保に向けた取組推進	・ 運転士確保をめざして、ハローワーク等の行政と交通事業者が連携し、行政施設で運転者募集のポスター・チラシの配架や就職相談イベント等を実施します。 ・ 兵庫県の「地域公共交通事業者人材確保支援事業」を活用し、有償バス運転に必要な大型二種免許の取得を支援し、運転士の確保を推進します。 ・ 退職期を迎える職員に対し、バスやタクシーの運転業務の周知を行います。 ・ 二種免許保有者について、時間帯や業務形態の柔軟な活用を促進し、運転者確保を図ります。	短期	運行事業者 行政

第4章 めざす姿実現に向けた取組方針及び施策

4.3 施策

基本方針3 誰もが利用しやすい持続可能な公共交通の整備

取組方針5 ユニバーサルデザインの推進

■目指す姿

- 交通結節点のバリアフリー化やノンステップバス等のバリアフリー対応車両の導入が推進されることで、誰もが安心して公共交通で気兼ねなく外出でき、毎日の暮らしの豊かさにつながることをめざします。
- ハード面だけでなく、交通事業者の利用者に配慮した対応が、利用者の安心感や利用しやすさにつながり、高齢者やベビーカーを利用する人等の外出機会が増えることで、地域の人々の交流が活発になることをめざします。

■目指す姿の実現に向けた施策

5-1 交通結節点におけるバリアフリー化の推進

実施時期	継続実施
実施主体	運行事業者・行政

- 高齢者、障がい者をはじめ誰もが利用しやすい鉄道駅等の交通結節点をめざし、バリアフリー化を推進します。

【鉄道駅のバリアフリー化事業例】

【跨線橋付きEV】



近畿日本鉄道南大阪線
高見ノ里駅

【内方線付き点状ブロック】



JR西日本東海道本線
安土駅

【スロープ】



山陽電気鉄道本線
中八木駅

【バリアフリースイートイレ】



神戸新交通六甲アイランド線
魚崎駅

出典)「鉄道駅のバリアフリー化事例集」(国土交通省ホームページ)

5-2 安全・快適な車両環境の充実

実施時期	継続実施
実施主体	運行事業者・行政

- 利用しやすさや、安全性・快適性に配慮した車両環境の整備を進めます。
- 高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する人等も利用しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。

【ユニバーサルデザインタクシー(例)】



出典)国土交通省ホームページ

【ベビーカーマーク】



ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等を)を表しています。

出典)国土交通省ホームページ

3. 評価指標（案）

計画全体の目標	
○	公共交通（鉄道・バス・コミュニティ交通・タクシー）利用者数の増加
○	公共交通（鉄道・バス・コミュニティ交通・タクシー）利用割合の増加
○	公共交通機関で、好きな時に好きなところへ移動ができる人の割合の増加
○	お愉しみの外出をしている人の割合の増加
○	行政支出額 1000 円当たりの公共交通利用者数の増加
基本方針ごとの目標	
基本方針 1. 交流や活動が広がる幹線ネットワークの確保・維持	
・	鉄道の利用者数の増加
・	民営路線バス・かこバスの利用者数の増加
基本方針 2. 日常生活の移動を支える枝葉交通の確保・維持	
・	かこバスミニ・デマンドタクシー・上莊くるりん号・タクシーの利用者数の増加
・	交通手段がないために外出を控えている高齢者割合の減少
・	市内の医療・商業施設への公共交通 60 分到達圏の確保
基本方針 3. 誰もが利用しやすい持続可能な公共交通の整備	
・	利用しやすさに配慮した車両（ノンステップバス等を含む）の増加
・	モビリティマネジメントにより公共交通利用意向を示す人の増加

1. 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

上位計画に示された、めざすべき都市像の実現に向けた公共交通の方向性や、交通をとりまく課題を踏まえて、本市の公共交通のあるべき姿として、基本理念を設定します。

< 基 本 理 念 >

「日々の暮らしの安心と楽しさを
ともにはぐくみ、ともに支える地域公共交通をめざして」

市内のどこに住んでいても、日常生活に必要な通学や通勤、買い物・通院等の移動ができる安心感のあるまちをめざします。

年齢や障がいの有無を問わず、気兼ねなく気軽におでかけができることで、日々の暮らしの豊かさや楽しさを実感できるまちをめざします。

地域や事業者、行政等が適切な役割分担により、限られた資源・財源を有効活用しながら、地域の特性や利用者の需要に対応した移動の仕組みをともにはぐくみ、ともに支えていきます。

< 上位計画及び関連計画における公共交通の方向性 >

【加古川市総合計画】

持続可能な公共交通網の構築をめざし、地域にふさわしいコミュニティ交通の充実を図るとともに、公共交通の利便性向上を促進します。

【加古川市都市計画マスタープラン】

誰もが安全・安心に暮らせ、魅力あふれる都市空間の創出に向け、「まとまりとつながり」を重視した持続可能な都市構造として“拠点集約・連携型都市構造”の実現をめざします。

【加古川市立地適正化計画】

- ・公共交通でつなぐ“コンパクト＋ネットワーク”のまちづくりの推進。
- ・加古川駅、東加古川駅の拠点性を高めるため、駅周辺の道路網の再編にともなう新たな運行ルートの検討。
- ・広範囲に住宅が点在している地域では、予約が必要となる乗り合い交通の拡充について検討。市民の移動を補完する新たな民間サービスについて支援。

【加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

地域と交通事業者、市が連携・協働し、デマンド方式の導入も含め、地域の実情に応じた手段を組み合わせることで公共交通ネットワークの充実を図ります。

【加古川市環境基本計画】

[低炭素な交通体系を推進する]

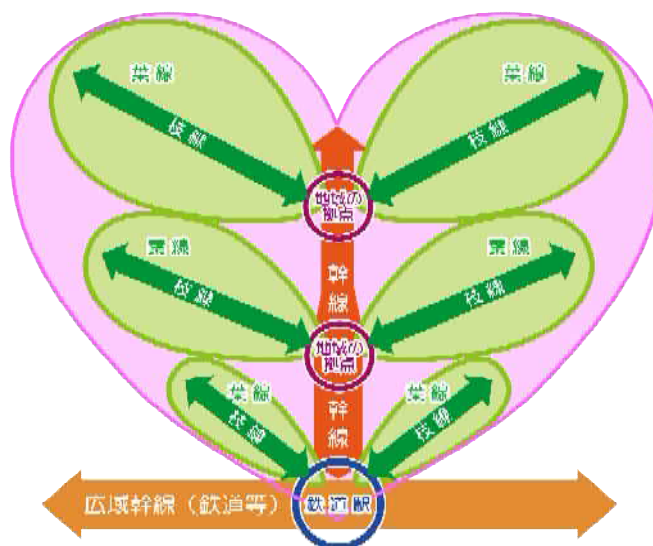
- ・パークアンドライドを促進する。
- ・コミュニティバス、コミュニティタクシーの運行補助を実施する。
- ・モーダルシフトを推進する。

(2) 基本方針

設定した基本理念の実現に向けて、本計画の基本方針を整理します。

基本方針では、本市の公共交通網を木に例え、木の幹、枝葉となる公共交通の役割を明確にし、それぞれの対応方針を示すとともに、利用者に優しい、質の高い公共交通をめざすことを示しています。

＜ 基本方針の概念図 ＞



＜ 基本方針（課題解決のための対応方針） ＞

基本方針１ 交流や活動が広がる幹線ネットワークの確保・維持

市民や来訪者による地域間の交流や活動が広がることをめざして、市外とつながる鉄道と高速バスの広域幹線や、市内の都心・副都心等の拠点間や近隣市町を結ぶ路線バス等による幹線の円滑な運行を確保します。

基本方針２ 日常生活の移動を支える枝葉交通の確保・維持

市内の各地域から拠点への移動や、地域内の日常生活に必要な移動を支える枝葉となる交通が幹線と連携することで、地域の特性や利用者の需要に対応した公共交通ネットワークを確保します。

基本方針３ 誰もが利用しやすい持続可能な公共交通の整備

社会情勢の変化にともなう公共交通需要を見極め、ＩＣＴやデジタル技術を活用し、地域や利用者のニーズに対応した、誰もが使いやすい利用環境の整備を進めます。交通事業者や行政だけでなく、地域住民や企業等がともに連携し、地域全体で公共交通を支えます。

2. めざすべき公共交通網

基本理念・基本方針の実現に向け、本市のめざすべき公共交通網を以下のとおり位置付けます。

主に市外への移動を支える鉄道や高速バスが担う「広域幹線」に加え、都市計画マスタープランに基づく都心、副都心、地域拠点間の移動や近隣市町への移動を支える路線バス等（民営路線バス・コミュニティ交通）を「幹線」として位置づけ、拠点間のアクセス強化を図ります。

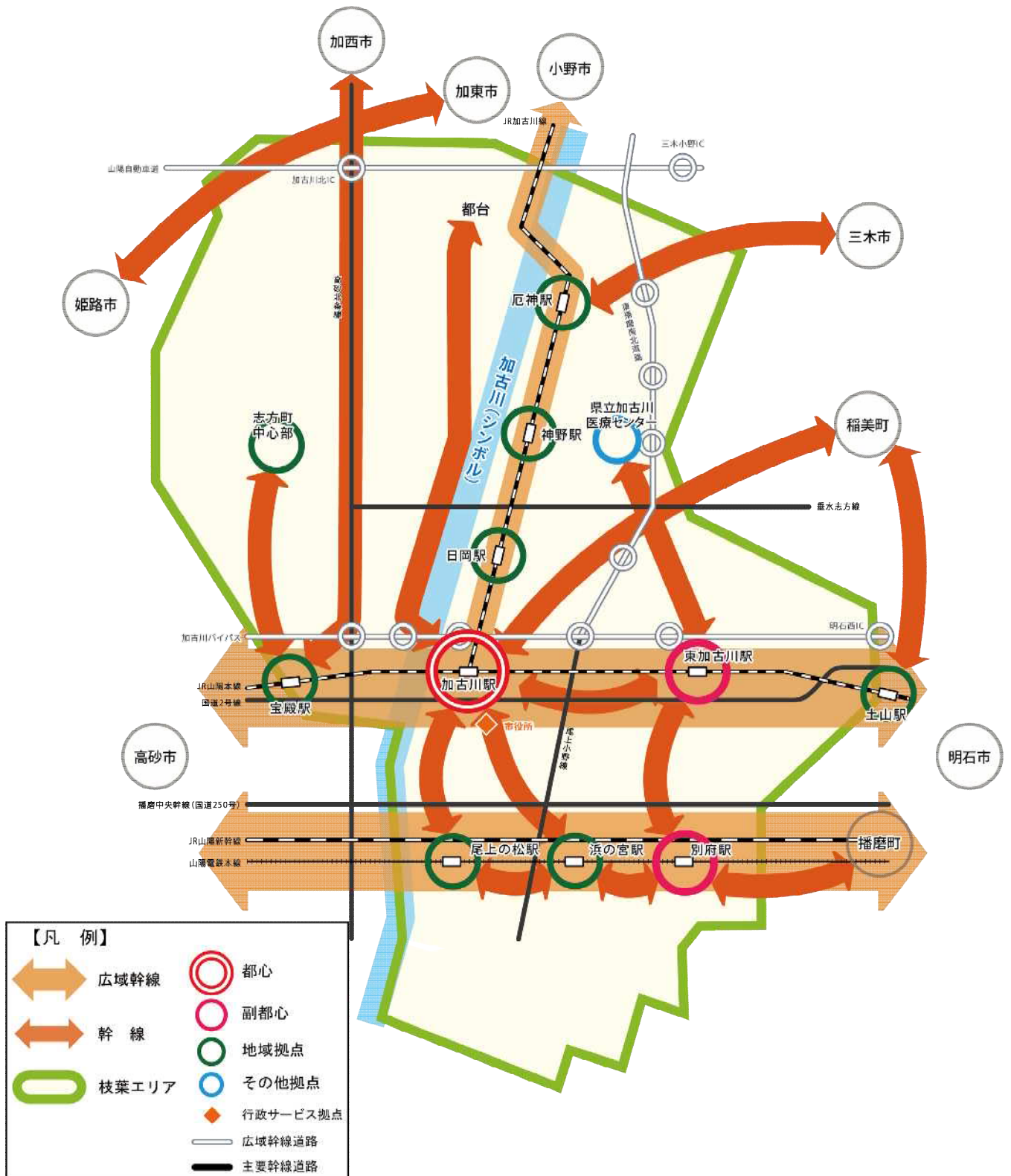
さらに、幹線の主要な拠点につなぐとともに、地域内の生活利便施設を結び、日常生活を補完する路線を「枝葉線」として位置づけ、コミュニティ交通だけでなく、自家用車を活用した多様な移動サービス、タクシー等が担います。

このように、本市の公共交通網を「広域幹線」「幹線」「枝葉線」に分類し、その役割を明確にすることで、市内のどの場所からでも便利に移動できる、質の高い公共交通網をめざします。

＜ 移動手段別の役割 ＞

移動手段			役 割	主な担い手
広域幹線	鉄道 高速バス	J R西日本 山陽電鉄 神姫バス	市外との移動を支える	事業者 行政 地域
	民営路線バス	神姫バス	市内の都心や地域拠点間の移動を支える	
幹線	コミュニティ交通	かこバス		
枝葉線	コミュニティ交通	かこバスミニ チョイソコかこがわ	地域内の生活を支える 地域と幹線を結ぶ	
	自家用車を活用した移動サービス	上荘くるりん号		
	タクシー	タクシー各社	路線バス等では対応できない 個別的な移動を支える	
その他	公共交通を補完する移動	地域住民・企業による乗り合わせ等	共助・共創による地域の移動を支える	地域・企業等

< めざすべき公共交通網 >



※ 都心・副都心・地域拠点：都市計画マスタープランで位置付けられた商業、サービス、文化機能等の都市活動の中心地

3. 施策体系

基本理念 「日々の暮らしの安心と楽しさを ともにはぐくみ、ともに支える地域公共交通をめざして」	基本方針	取組方針	施策
	基本方針1 交流や活動が広がる 幹線ネットワーク の確保・維持	取組方針1 広域幹線の維持・改善 取組方針2 幹線の維持・改善	1-1 鉄道の維持・改善 1-2 都心・副都心や地域拠点の整備との連携 2-1 路線バスの維持・改善 2-2 かこバスの維持・改善 2-3 幹線バス路線の再編 ① 道路整備状況に対応したバス路線の再編 ② 土地利用状況に対応したバス路線の再編 ③ その他需要に応じたバス路線の再編 2-4 バスベイの設置推進
	基本方針2 日常生活の移動を支える 枝葉交通の確保・維持	取組方針3 枝葉線の維持・改善 取組方針4 利用者の需要に対応した 公共交通の強化	3-1 かこバスミニの維持・改善 3-2 デマンドタクシーの維持・改善 3-3 上莊くるりん号の維持・改善 3-4 枝葉線の再編 4-1 公共交通空白地域等の解消 4-2 タクシーとの連携による移動手段の確保 4-3 他分野との連携による移動手段の確保
	基本方針3 誰もが利用しやすい 持続可能な公共交通の整備	取組方針5 ユニバーサルデザインの 推進 取組方針6 質の高いサービスの提供 取組方針7 公共交通の持続性の確保	5-1 交通結節点におけるバリアフリー化の推進 5-2 安全・快適な車両環境の充実 5-3 ハード整備を補完するソフト対策の推進 ① 交通事業者の知見の拡充 ② 心のバリアフリー普及促進 ③ バリアフリー情報・運行情報の提供 6-1 運賃及び割引制度の見直し 6-2 キャッシュレス決済やIC定期券の導入推進 6-3 待合環境の改善 6-4 サイクルアンドライド駐輪場の整備 6-5 来訪者にもわかりやすい公共交通情報の発信 6-6 環境負荷の低い車両の導入支援 6-7 新技術を活用したサービスの検討 7-1 運賃以外の収入の確保 7-2 地域・企業との協働 7-3 モビリティマネジメントの実施 7-4 公共交通利用促進イベントの開催 7-5 運転士確保に向けた取組推進